

地域密着型特別養護老人ホーム 第二明生苑 やよい 入居・ショートステイ利用料金のご案内

【サービス料金(1日あたり)】

(令和3年10月～)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費に係る費用と居住費(滞在費)の合計金額をお支払ください。
(サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

<入居(ユニット型個室)>

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	661	730	803	874	942
サービス利用料	6788	7497	8246	8975	9674
自己負担額	678	749	824	897	967
食費	1500				
居住費	2010				
自己負担額合計	4188	4259	4334	4407	4477

<短期入所(ユニット型個室)【介護給付】>

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	696	764	838	908	976
サービス利用料	7189	7892	8656	9379	10082
自己負担額	718	789	865	937	1008
食費	1500				
滞在費	2010				
自己負担額合計	4228	4299	4375	4447	4518

<短期入所(ユニット型個室)【予防給付】>

要介護度	要支援1	要支援2
単位数	523	649
サービス利用料	5402	6704
自己負担額	540	670
食費	1500	
滞在費	2010	
自己負担額合計	4050	4180

※1単位10.27円(特養)または10.33円(短期)。

(小数点以下は切り捨て、処遇改善加算は四捨五入)

※ 以下のものは1日の料金に含まれております。

おむつ類(尿とりパット、紙パンツ等)

洗濯代、日常生活費等

含まれないもの 医療費 理美容代 一律提供以外で本人希望のもの

※ その他、該当した場合は加算料金がかかります。(詳しくは裏面をご覧ください)

※ 特別な食事を提供した場合や理美容代は別途、料金がかかります。

※入居の加算料金について(1単位10.27円、小数点以下は切り捨て、処遇改善加算のみ小数点四捨五入)

※ショートステイの加算料金について(1単位10.33円、小数点以下は切り捨て、処遇改善加算のみ小数点四捨五入)

該当した場合自己負担額の他に下記の加算料金が係ります。

日常生活継続支援加算 46単位/日

(入居のみ)

サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ

(入居、ショートステイ)

22もしくは12もしくは6単位/日

夜間職員配置加算Ⅰ、Ⅱ 41もしくは46単位/日

(入居のみ)

看護体制加算Ⅰ、Ⅱ 12もしくは23単位/日

(入居のみ)

療養食加算 6単位/1食

(入居)

療養食加算	8単位/1食	(ショートステイ)
個別機能訓練加算Ⅰ、Ⅱ	12もしくは20単位/日(併算可)	(入居のみ)
機能訓練体制加算	12単位/日	(ショートステイのみ)
精神医療加算	5単位/日	(入居のみ)
初期加算	30単位/日	(入居のみ、新入居、再入居、最初の30日間)
精神医療加算	5単位/日	(入居のみ)
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	(入居のみ)
送迎加算	184単位/回	(ショートステイのみ)
外泊時加算	246単位/日	(入居のみ)
科学的介護推進体制加算Ⅰ、Ⅱ	40もしくは50単位/月(併算可)	(入居のみ)
安全対策体制加算	20単位(入居時のみ1回)	(入居のみ)
ADL維持加算Ⅰ、Ⅱ	30もしくは60単位/月	(入居のみ)
褥瘡マネジメント加算Ⅰ、Ⅱ	3もしくは13単位/月	(入居のみ)
排泄支援加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	10もしくは15もしくは20単位/月	(入居のみ)
介護職員処遇改善加算Ⅰ	ひと月利用総単位数の8.3%	(入居、ショートステイ)
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	ひと月利用総単位数の2.3%	(入居、ショートステイ)
認知症専門ケア加算Ⅰ、Ⅱ	3もしくは4単位/日	(入居のみ)
口腔衛生管理加算Ⅰ、Ⅱ	90もしくは110単位/月	(入居のみ)

☆新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せとなります。

★低所得者に対しては下記のとおり減免されます。減免には必ず特定入所者介護サービス費の減免証を提示してください。該当される場合でも提示がない場合は減免の対象にはなりません。

種類	段階層	特養<ユニット型個室>	短期入所<ユニット型個室>
食費	第1段階	300円	300円
	第2段階	390円	600円
	第3段階	①650円②1360円	①1000円②1300円
居住費	第1段階	820円	
	第2段階	820円	
	第3段階	1310円	

- ※・第1段階 生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者
 ・第2段階 世帯収入年間80万円未満の方、預貯金等単身650万円以下、夫婦1650万円以下の方
 ・第3段階①市民税非課税世帯であって、年間80万円を超え120万円以下の方、預貯金等が単身650万円以下、夫婦1650万円以下の方
 ・第3段階②市民税非課税世帯であって、120万円を超える方、預貯金等が単身500万円以下、夫婦1500万円以下の方
 (市町村民税非課税世帯が対象になります。)

利用料の計算方法

介護度単位数		
加算単位数		
利用日数(回数)		
1月単位数		1月単位数=(単位数+加算)×利用数
処遇改善加算		処遇改善加算(小数点以下四捨五入)=合計単位数×8.3%
特定改善加算		特定改善加算(小数点以下四捨五入)=合計単位数×2.3%
合計単位数		合計単位数=1月単位数+処遇改善加算+特定改善加算
サービス利用料		利用料(小数点以下四捨五入)=合計単位数×10.27もしくは10.33
1割自己負担額		負担額=利用料-(利用料×0.9)(小数点以下四捨五入)

食費 × 利用日数 =
 居住費 × 利用日数 =

1月総利用料

1割負担額 + 食費 + 居住費 =

ご不明な点やお問い合わせ、施設のご見学はいつでもお受けいたしております。

お気軽にご相談ください。

事前にお電話等でご予約お願い致します。

社会福祉法人 玉樹会

地域密着型特別養護老人ホーム 第二明生苑 やよい

TEL 027-347-1050

受付担当者

FAX 027-347-1148

橋本 洵・佐野 慎二(生活相談員・介護支援専門員)

不在時は 施設長 森 順子 までお願い致します。